

令和6年度 全特協の活動方針

学校基本調査に基づく値として、平成24年より令和4年までの10年間に、小学校・中学校等で特別支援教育の対象となった児童生徒は著しく増加している。義務教育段階の全児童生徒数が0.9倍に減少する中、特別支援学級に在籍する児童生徒数は2.1倍、通常の学級に在籍して通級による指導を利用している児童生徒数は2.5倍に増加している。また、令和4年12月には10年ぶりとなる「通常の学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする児童生徒に関する調査」の結果が公表され、小・中・義務教育学校の段階においては、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、8.8%（推定値）の割合であり、高等学校においても2.2%の割合であることが国により示された。これらを踏まえ、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月）は、今後、校内委員会の機能強化、自校通級や巡回指導による通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実について提言している。

昨年度、全国の小学校・中学校等には合わせて76,720学級の特別支援学級が設置され、353,438人の児童生徒が特別的教育課程で学んできた。そのほか、通常の学級に在籍して通級による指導を受けた児童生徒数は18万人を超えている。この実態を踏まえ、特別支援学級並びに通級支援教室の設置校長には、特別支援学級並びに通級指導教室を担当する教員の資質・能力の向上を図ると同時に、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒等への支援の充実を図っていくことが強く求められている。本協会としては、国が推進している特別支援教育の理念や方針を踏まえ、特別支援学級と通級指導教室の存在意義を高められるよう、さらなる充実を図っていきたいと考える。

以下、本年度の活動方針を記す。

1 基本方針

- (1) 障害者の権利に関する条約の批准を受けて、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を目指した特別支援教育の推進・発展を図る。特に、特別支援学級や通級指導教室での指導の充実を図る。
- (2) 通常の学級に在籍する行動面又は生活面に困難さを抱える児童生徒に対して、校内における支援体制強化を図るとともに、全ての教員の特別支援教育の専門性向上を目指す。
- (3) 研究・研修活動等の充実を図り、学校長の特別支援教育に係る専門性を高める。
- (4) 全国の特別支援学級及び通級指導教室の状況を把握するため調査研究を行う。
- (5) 幼稚園・保育所・子ども園、高等学校との連携を強化し、生涯を見通した特別支援教育を推進する。
- (6) 国及び都道府県の関係機関との連携を深め、共通する課題の解決を目指す。

2 具体的な活動

- (1) 本協会から各関係機関への提言を作成し、特別支援学級や通級指導教室を設置する学校における特別支援教育の推進を図る方針を明確にする。
- (2) 研究・研修協議会、副会長会、役員・常任理事会等の活動内容の充実を図る。
 - ① 各県並びに各ブロック研究協議会への協力を行う。
 - ② 研究・研修協議会を原則、対面開催で実施する。

ア	第1回全国理事研究・研修協議会(定期総会)	5月30日(木)	アジュー ル竹芝
イ	第61回全国研究協議会(第2回全国理事研究・研修協議会含む)	兵庫大会	8月1日(木) アクリエひめじ
ウ	関東甲信越地区研究協議会 埼玉大会	11月22日(金)	埼玉市民会館おおみや
エ	第3回全国理事研究・研修協議会(滋賀県)	1月24日(金)	滋賀県立県民交流センター

全国副会長研修会 第1回5月29日、第2回8月1日、第3回1月24日

- ③ 諸事業の円滑な執行のため、役員・常任理事会を年8回開催する。
- (3) インクルーシブ教育システム構築に向けて、特別支援教育の内容及び方法の改善・充実を図るための諸事業を行う。
 - ① 実践事例等を出版する。出版に関する内容は、全国副会長会で協議する。
 - ② 関連資料等に関する情報の共有を目的に、本会ホームページの活用を図る。
- (4) 小・中・義務教育学校の特別支援教育の現状と課題に向けた調査研究を実施し、全国理事研究・研修協議会で報告するとともに、各都道府県に周知を図る。また、文部科学省への提言資料とする。調査研究では、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の協力を得て実施する。
- (5) 文部科学省、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施策や諸事業への協力、各都道府県や政令指定都市等の教育委員会の特別支援教育に係る施策と連携する。
- (6) 全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国国公立幼稚園・こども園長会、全国高等学校長会、全国特別支援学校長会、全国特別支援教育推進連盟、全日本特別支援教育研究連盟、全国手をつなぐ育成会連合会などの関係団体との連携を深める。
 - ① 全日本特別支援教育研究連盟全国大会 11月21日(木)・22日(金) 福井県
 - ② 全国特別支援教育推進連盟全国特別支援教育振興協議会 12月6日(金) 東京都

3 提言

障害のある人の自立と社会参加を目指し、地域の一員として一人一人が豊かに暮らせる社会を実現する。

障害のある人もない人も互いに支え合い、尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、学校においては、全ての児童一人一人の力を伸ばすとともに、多様性を理解し様々な人々が共存しながら豊かに暮らしていくための社会を形成する子供の育成を推進します。

- (1) 多様な人々が共に暮らせる住みやすい町づくりの推進
- (2) 障害者理解教育を推進するための活動の拡大
- (3) 障害者自身の意思を大切にしたい社会づくりの推進
- (4) 障害者差別解消法に基づく基礎的環境整備や合理的配慮の充実
- (5) 生涯を通じた支援を行うための個別の支援計画の作成・活用の周知及び充実
- (6) コミュニティ・スクールにおける取組等、地域とともにある特別支援教育の推進

障害のある子供に対する質の高い教育を目指し、特別支援学級や通級による指導の体制整備を図るとともに、関係機関と連携した特別支援教育制度の一層の充実を図る。

インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた教育が学校で行われ、障害のある子供もいない子供も共に学び成長していくとともに、関係する機関が連携を深め、地域において生涯を見通した支援がより充実することを推進します。

- (1) 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との円滑な移行の促進
- (2) 家庭・教育・福祉の連携「トライアングルプロジェクト」による関係機関との連携促進
- (3) 特別支援学級における学級編成基準の基礎定数の引き下げの実現及び通級による指導の基礎定数化を受けた計画的な教員配置
- (4) 特別支援学級や通級による指導の場の障害特性に応じた施設設備の充実
- (5) 特別支援教育の専門性を身に付けた管理職の育成
- (6) 特別支援教育に関わる教員の育成及び体系的・系統的な教員研修の実施
- (7) 障害者権利条約を踏まえた柔軟な就学相談を実施し、保護者を支援するための相談体制の充実

- (8) 特別支援学級や通級による指導担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率向上に対する支援の充実
- (9) 特別支援教育コーディネーターの専任化の実現

共生社会を目指したインクルーシブ教育システム構築を推進し、学校の特別支援教育体制を充実させる。

障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために多様な学びの場を充実させるとともに、指導や支援の充実を推進します。

- (1) 全ての教職員が特別支援学級等の担任として複数年経験が積める人事配置の確実な実施
- (2) 特別支援学級並びに通級指導教室への専門性を有する人事配置の推進
- (3) 特別支援学級や通級指導教室担当教員の専門性向上のための特別支援学校教諭免許状保持率の向上への働きかけ
- (4) 配慮が必要な児童生徒に対する校内支援体制整備の充実
- (5) 学校における合理的配慮の提供に関する取組の推進
- (6) 互いが貢献し合い、多様性を尊重するための障害者理解教育の推進
- (7) 特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実及び理解啓発の推進
- (8) 特別支援教育コーディネーターの育成及び位置付け
- (9) 切れ目ない支援体制を継続するための学校間の円滑な移行支援の強化
- (10) 特別支援学校のセンター的機能を生かした相互連携の推進

障害に対する教職員の専門性を向上させ、子供の可能性を最大限に伸ばす教育を行うとともに、互いを理解し成長し合う学校づくりを行う。

障害のある子供も積極的に学習活動に参加し、障害の有無に関わらず、一人一人が豊かに成長できる学校づくりを推進します。

- (1) 関係機関と連携した個別の教育支援計画や実態に応じた個別の指導計画の作成と活用の充実
- (2) 特別支援学級や通級による指導における各障害種に応じた指導内容・方法の充実
- (3) 全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりの推進
- (4) 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習の一層の充実
- (5) 学校間の指導の連続性に関する取組の推進
- (6) 特別な支援を必要とする児童生徒の進路指導及びキャリア教育の推進
- (7) 学校と福祉機関や医療機関、民間施設との連携の推進
- (8) 地域や保護者との連携の強化